

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回（仮称）枚方市手話言語条例策定審議会
開 催 日 時	令和2年9月3日（木） 14時00分から16時00分まで
開 催 場 所	枚方市立メセナひらかた会館 大会議室
出 席 者	小寺会長、東副会長、今堀委員、石川委員、川元委員、中井委員、山田委員、若槻委員、森本委員、前田委員、島田委員 （事務局）山崎健康福祉部長、服部地域健康福祉室長、三谷障害福祉（生活支援）担当課長、藤本障害福祉（総務・事業）担当課長、峻課長代理、山元係長、藪本係員
欠 席 者	なし
案 件 名	1.（仮称）枚方市手話言語条例（事務局試案）について 2. その他
提出された資料等の名称	1.（仮称）枚方市手話言語条例（事務局試案） 2. 【アンケートまとめ】手話サークル意見聴取 3.（仮称）枚方市手話言語条例策定審議会の傍聴に関する取扱要領（改訂案）
決 定 事 項	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	10人
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	障害福祉担当

<p>会長</p>	<p>定刻になりましたので、ただいまから「第2回（仮称）枚方市手話言語条例策定審議会」を開催いたします。</p> <p>本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>では早速でございますが、本日の案件といたしましては、事務局からの試案についての1件ということですので、その件を集中的に議論していただきたいと思っております。</p> <p>まず、事務局からの説明を受けた後、皆様方から活発なご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>では、案件に入る前に、この会議は公開となっております。本日の傍聴希望者がいる場合は、これを許可します。おられますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>傍聴者いらっしゃいます。</p> <p style="text-align: center;">（傍聴者入場）</p>
<p>会長</p>	<p>それでは案件に入りたいと思います。</p> <p>案件1といたしまして、「（仮称）枚方市手話言語条例（事務局試案）」について事務局のほうからご説明をお願いいたしたいと思っております。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、「（仮称）枚方市手話言語条例（事務局試案）」についてご説明いたします。</p> <p>聴力障害者協会やろう輪会からの御意見やサークル8団体からのアンケートの集計などを参考に、また前回の審議会にてお示しをいたしました先行条例で共通となる項目について、枚方市でも盛り込むこととして試案を作成いたしました。この会議には、当初骨子案をお示しすることとしておりましたが、ご意見をいただき議論を深めるためにも、試案という形でお示しさせていただいたところでございます。</p> <p>審議会でのご意見を反映して、よりよいものにしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。</p> <p>それではまず、試案を御覧ください。</p> <p>骨子でございますけれども、目的として第1条、第2条に用語の定義、第3条基本理念、第4条に市の責務、第5条に市民の役割、第6条、事業者の役割、第7条に委任となっております。</p> <p>それでは、項目についてご説明させていただきます。</p> <p>まず第1条、目的、この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者への理解と手話の普及促進についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明確にするとともに、手話の普及のための総合的かつ計画的な施策の推進を図り、全ての市民が互いに支え合い、また尊重し合いながら</p>

安心して心豊かに共生する地域社会の実現を目的としたものです。

第2条、用語の定義でございますが、この条例におきまして、(1)「ろう者」とは、手話を主なコミュニケーション手段として用いる市民をいう。

(2)「市民」とは、市内に居住し、通勤し、または通学するものをいう。

(3)「事業者」とは、市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいうとしました。

ここで特にろう者についてですが、聴覚障害者という表現ではなく、手話を主なコミュニケーション手段として用いる市民といたしました。

第3条の基本理念でございます。ろう者への理解及び手話の普及促進は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提とし、全ての市民が相互に人格と個性を尊重しあうことを基本として行わなければならないといたしました。

次に、第4条、市の責務でございます。市は、基本理念のもと、ろう者への理解の促進並びに手話の普及促進に努めるとともに、ろう者が地域において自立した生活及び社会参加の促進がはかれるように努めなければならない。

第2項、市は、ろう者、手話通訳者等と協力して、市民が手話を学ぶ機会の確保、とりわけろう者が乳幼児期からその保護者または家族とともに手話に親しみ、手話を学ぶ機会の確保をはかるものとする。

第3項として、市は、市民や事業者等が、ろう者及び手話に対する理解と手話の普及促進を図る取り組みを行う場合に、それを支援する。

第5条、市民の役割とありますが、市民は、基本理念にのっとり、ろう者及び手話に対する理解を深め、施策に協力するように努めるものとする。

第6条、事業者の役割といたしまして、事業者は基本理念にのっとり、ろう者及び手話に対する理解を深め、施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整えるよう努めるものとする。

第7条の委任として、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるもの。あと附則があります。

以上、こちらのほうの試案のご議論よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

ただいま市のほうから、言語条例の事務局試案が出てまいりましたが、この件に関しまして、委員の皆様、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

では、A委員から。

A委員

意見があります。4つあります。第2条のところに子どもも入れてほしいです。

その次に、教育、先ほど資料をお渡ししていますが、2ページ目の教育のと

ころとか、財政措置、意見の聴取のところも入れてほしいです。

第2条のところでは、1ページ目です。「ろう者」とは、手話を主なコミュニケーション手段として用いる聴覚障害者をいう（聴覚障害者には聴覚障害児も含まれる）という文言をつけてほしいです。

そして2ページ目ですね。7条に教育で、市は、学校教育において基本理念に基づき、手話への理解及び普及啓発並びに手話が必要な児童生徒に対し、手話による学習支援に努めるものとするという文言を入れてほしいです。第4条、市の責務に教育が入っていないですね。だからその7条の教育を追加してほしいです。

8条として意見の聴取で施策を推進するにあたって、関係者からの意見聴取に努めるものとする。

次に、9条として財政措置、市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講じるものとする。

以上、複数の項目を追加していただきたいと思います。

会長 それでは次にB委員どうぞ。

B委員 もうちょっと、基本的なことを聞きたいのですが、この事務局からの試案をいただきましたが、もっと早くほしいです。届いたのは、直前なので検証する時間がありませんでした。せめて1週間ほど前にいただければうれしいです。よろしく願いいたします。

それと、この手話言語条例の試案と、平成29年12月に決めた枚方市障害福祉計画の兼ね合いがどうなっているか説明していただきたいです。

会長 事務局どうぞ。

事務局 市の計画は全ての障害がある方もない方も、社会参加できるようになってると思いますので、目的のところでも触れておりますように、手話は言語であるとの基本理念、市の施策の部分につきましては、全ての市民が大切であり、また尊重し合いながら安心して、助け合いながら共生するという社会実現を持ち続けるというところで、計画のほうにも合わせていこうと思っております。

会長 C委員どうぞ。

C委員 先ほどおっしゃっていただいた第1条の手話が言語であるとの認識に基づいて、とあるんですけども、認識ってどのぐらいの方が認識されているのかというのを、もう少し詳しく文書なりにしてもらったほうがよいのかなと思うのです。

例えば、たぶんD委員のほうから手話言語って、どういうことなのかという説明があると思うので、そのあたりを聞いていただいて、この条例の中に入れて書いてもらえたらと思うんですけども、そのやっぱり認識に基づくという、基づくものというのが社会的にあまり理解されていないかなと思っております。

会長 D委員どうぞ。

D委員 C委員もおっしゃった、手話は言語である。それを理解した上でのことなんですよ。今、枚方市で手話サークルとか、手話講習会などをやっていますね。それを見ますと、対応手話、日本語に合わせた手話を出していったる。手話言語、どうそれを認めて、その範囲というのが国連の障害者権利条約に沿っていますので、手話は言語であるということも認められているんです。世界ろう連盟でも、手話は言語であるということを発表されました。

今枚方市は、まだそれが十分広まってない状態です。日本語対応手話、日本語に合わせた手話表現ですね。それは、聞こえる人、中途失聴者には通じますけれども、ろうの方には、日本語を獲得できてませんので、そこで十分通じない。対応手話、声を出しながら、話をしながら、手話単語を置き換えていく。顔の表情、眉の動かし、うなずき、口形、それが日本手話。対応手話は、ろうの人が見ても分からない、そんな状態なんです。日本手話は顔のうなずきとか、表情、眉の動きとか、口の形などで表現されます。それがありますので非常に分かりやすい、通じやすいです。それを理解してもらっている状況は多くないです。手話サークルや手話講習会では、みんなほとんど対応手話です。日本手話を学ぶ場所が少ない、手話言語は日本手話なんですね。対応手話は日本語があって表していますけども、言語じゃないんですね。

会長 C委員どうぞ。

C委員 先ほどD委員も手話のことを2つあるというふうにおっしゃって、本当に生まれつき聞こえない環境で育った人が使う、ネイティブな手話、日本手話というふうに理解するんですけども。また中途失聴とか、残存聴力がある方は日本語というのを身につけた後に失聴するので、日本語もありというですね。ただ、まったく日本語を聞いたことがない、音として聞いたことがない、だから、手を使って、表情とか、全部使って、視覚的な言語を使ってる、日本手話という言い方。区別みたいな形にしているんですけども、その手話の違いというものはっきり載せてほしいというD委員の意見と、そこにちょっと付け加えて、私の意見として言わせてほしいのが。

例えば大東市の条例であつたりとか、あと堺市の条例の前文のところにも、

手話は、手指や体、表情を使って視覚的に表現する言語です。というのが書かれています、ほかのところを見ても、そういうふうに書かれているんですけども、私が思うのがやはり視覚的に見てとか、表情を使った言語というのは、やっぱり音声言語の中の言語としてというのはピンとこないんです。でも、ちゃんと手話を言語として分析してるところでしたら、構文であったり、文法であったり、多分そういうふうな言語としての言い方というのがあるので、その言葉も使って表現してもいいのかなと思うのです。首の動きや眉毛の動きとか、首振りとか、顎とか、その大きさ、口の動き、ただの表情だけではないんですね。それをうまく皆さんに伝わるような言葉に変えて、文章に置き換えてもいいのかなと思ったりもします。

枚方市も手話について、言語だという認識に基づいてとあるんですけども、そこをちょっと皆さんが分かりやすい、音声言語と同じように手話言語があるんだよというような言葉を、何か作って入れてもいいのかなと思ったりもします、

会長 副会長どうぞ。

副会長 いくつか、先ほどD委員がおっしゃったように、手話は言語であるということが、なぜ国連でも必要だ、そういう考え方をきちっと世界的にも共有しようという考え方が、なぜ必要だったかというところが、枚方市の事務局試案にもあまり感じられなかったというところがあります。

つまり、その手話を使うことも昔は禁じられていたりとか、実際には手話を使おうと思ってもなかなか使いにくいだとか、市民の人だとか、行政の人が全然手話に対しての理解がなかったり、手話じゃなくて文書で書いてくださいみたいなことをおっしゃったりとか、そういうことでさまざまなコミュニケーションが妨げられていたという、それがろう者にとって非常に生活しづらい状況にあったんだということで、それは全世界、ろう者も人権が侵害されていたんだということで、言語であると、手話をきちんと私たちの第一言語なんだということを共有しなければならぬという考え方、国連の障害者権利条約、日本は2014年に批准しましたがけれども、その熱い思いみたいなところが、例えば前文だとかいう形で他市も導入していらっしゃるので、そのなぜという部分はきちっと明記していただきたいなと思っています。具体的には、障害者権利条約ということも条例に文言を入れていただきたいなと感じています。

それから、ちょっと具体的なところを、また一つお伝えしたいですけども、ろう者への理解という言葉が今回事務局試案に、いくつも出てくるんですけども、確かにろう者への理解は必要です。それはろう者に対して、なかなかろう者の生活実態を知らないとかいうことがあるので、ろう者への理解は必要です。ただ、これは手話言語条例で、ろう者への理解というか、どちらかとい

うと障害者への理解という方向で、障害者差別解消条例とか、そういうことがあれば読めるかなと思うんですけど、ろう者への理解という言葉はいくつかあってもいいんですよ。でも今回は多いと思います。ろう者は気の毒な存在だから理解してあげましょうねというような印象さえ抱いてしまうので、ろう者にもきちっと生きる権利があるんだ、豊かに生活する権利があるんだということは、当然理解しなければならないんだけど、この手話言語条例で、ろう者への理解という言葉をあまり強調する必要があるのかということが、私は疑問でした。手話をきちんと理解して、手話を第一言語とするろう者の人を理解しようということは、当然必要だと思うんですけども、手話言語条例なんだと、テーマは手話言語なんだというところ、もう少しこの条例で明らかにして分かりやすいほうがいいかなと思いました。

A委員がご指摘された点も、私も共感するところなんですけども、教育の条文があることは大事かなと思っています。

例えば、4条2項、事務局試案のほうなんですけれども、ろう者が乳幼児時期からその保護者または家族とともに手話に親しみ、手話を学ぶ機会を確保するという言葉は、違和感があります。というのも、家族の一人だけがろう者である場合もありますし、家族と別々に暮らしている小さな子どもさんがいたりとか、本当にいろんな家庭環境があるので、家庭がこういうものだというような倫理観に基づいた言葉に感じられる。この2項に関してはすごく違和感があって、どんな生活環境にあるろう者もずっと耳に入ってくる、目に入ってくるようなことにしてほしいので。ただ、家族あるべき論みたいな、それは少しちょっと時代古いかと思いますし、教育に譲ってもらったほうがいいかなと思っています。大きくいってその3点です。

以上です。

会長

そうですね。権利条約がね、ようやく実行していくというところで、手話は言語であるという、さまざまな手話の中で、言語で省く、妨げないようなところがずっと歴史上あったわけなんですけども、やっと言語として導入していこうということなので、そのあたりの少し基本的なところを第一条件に、一番大事なところですので。そのあたりを、ある意味、条約から出発していますので、その権利条約のところでは手話は言語であるという、それをはっきりと出させていただいて、そして、それがどういう意味なのかということをおね。少し説明していこうというところで、もうちょっと明白な表現がいいのではないかというご意見。そのあたりをもう少しできないかなという感じはします。一番難しいところですけどね。定義のところね。

副会長

定義ではなくて、手話は言語であるという考え方、定義の問題ではない。

会長 手話は言語であるというところを強調すると。

副会長 そうですね。はい。

会長 それと、教育の問題が出てましたけども、教育の問題と家庭の問題と、少しそのあたりの問題で、注意したほうがいいんじゃないかということで、教育の問題に関しては、学校の中で手話を学ぶということで、いろんな取り組みがありますし、今後もそのあたりの取り組みが必要だと思うんですけども、このあたりの教育の問題に関して、どうなんでしょうね。学校の先生もおられますけど、そのあたりのご意見ちょっと聞かせてもらえればなと思うんですけども、学校現場での手話の取り扱いはどういう位置づけになってますでしょうか。

E委員 学校教育というのは、文部科学省で定められている学習指導要領にのっとって時間配分をして行っております。その中で色々あるうちの一つとして手話をやっているのが現状です。

3の教育のところ見ていただいて、確かにそのとおりだなとも思いますし、だから、学校教育になぜ重きをおいてるのかなというところも少し疑問もありました。この手話条例は市内に住んでいる方、あるいは市内に通学いうことになってきますと、枚方市には大学も抱えております。高等学校もあります。特別支援学校もあります。そういう広い意味での教育において、手話の普及、あるいは政策があってもいいのではないかなと感じました。

また、教育委員会の中で総合教育部が市民の方への社会教育をするところです。そういったところでの手話の普及は、学校教育だけでなく、教育全体に関わってという考え方がいいのではないかと私は感じました。

会長 F委員どうぞ。

F委員 小学校でも、教育課程で、人権教育の中で、障害者理解という視点の授業はやっております。それが現状でございます。

会長 C委員どうぞ。

C委員 学校教育の中でよく聞こえる人、児童生徒さんは、手話を学ぶという、言語という不安感があると、一般の学校に聞こえないお子さんが通っている場合があると思うんです。今はだいぶ増えてきているのかなと思ったりするんです。その児童とか、生徒に対しての言語としての保障が、やっぱり言語なんで、同じ種類の通訳みたいな形をついたほうが先生のやってることであったり、学習が聞こえてる人と同等に出会えるようになるのかなと思ったりもするんです。

ね。

以前、私も小学校だったんですけども、通訳、加配みたいな形で入っていたんです。それってあまり今はないのかなと思ったりするんですけども、やっぱりその言語として保障するんだったら、その子供たちや親御さんが要望するのであれば、そこにもちゃんとした保障が、言語条例にあるのかどうか分かりませんけども、あれば要求をされてる方に対してちゃんと使えるような。社会づくりができたらいいのかなって思ったりしました。

もう一点が、私から配らせていただきました。ろう者の困り事とか、労働という部分で、いろいろ集めてみました。そのいろんな部分をちょっと表題をつけてまとめてみました。表題のところで、オレンジのついたところが、表題みたいな形にしたんですけども、学びの機会とか、教育の、日本語文書のあり方というところの中に、やはり昔、手話が禁止されていて、口話だけで教育を受けてきた人たちというのは、やはり教育の質というか、ろうである文化とか、あまり習得されていないと思うんですね。手話の通訳があるからといって、全部その方に、聞こえる人が言ったことを、通訳を介してその方に全部、100%と言わずも、80%伝わるかといったら、そうではなくって、手話通訳の技術はもちろんあるとは思うんですけども、相手側に知識がなければ、いくら通訳とか、翻訳しても伝わらない、もっとそこを細かく言っていかなかったり、未経験者にとってはいくら通訳を介してでも、うまく伝わらない、基本的な知識がない、そこでちゃんと通訳がいるんだから伝わっているんだろうと思われがちであって、そうではないということを、私ども通訳していて、常々感じます。

やっぱり、聞こえない人たちが、言い方が悪いですけども、無知であったり、習得されていない情報は、持っていないが故にその知識がついていないということはたくさんあって、いくら通訳があっても情報が全部伝わらない。成人の方になっても、手話でちゃんと学べる場、今どこにもないです。広報紙見ても教育とか講座あるんですけども、主は聞こえる人が主体的になっていて、そこに通訳者を配置して聞こえる人が入っていくという形なので、背景も違う、いろんなことが違うということがあって、きちっと学べないんですね。でするので、聞こえる、聞こえない人が学べる場というのがとても大事だと、私は常々、手話を始めてほしいなと思うんですけども、それがずっと思うんです。通訳を配置しました。じゃあ、同じような情報量がとられているかといったら、そうではない。そこをどういうふうにフォローしようと思ったら、やっぱり知識であったり情報、手話でちゃんと情報をとれる、手話に学ぶという場というのはあまりないので、そういう場を増やせるようなところが、教育といっても子どもさんだけじゃなくって、また聞こえるお子さんだけじゃなくって、聞こえないお子さんに対しても、成人の聞こえない人に対しての教育であったり、教養であったり、機会というのが必要だなって常々感じているので、ブラッシュ

アップはしてもらったかなと思ってます。

会長 D委員どうぞ。

D委員 教育は小、中、高、大とありますね。

ろうあ者が手話で学ぶ機会というのが大事だと思うんです。先生たちも、手話は何ということをお勉強する必要があると思います。それはろうあ者が講演を頼まれて行くということもあるんです。教育関係者から依頼されて電話がかかってきて、通訳を通して依頼されるんですけども、そうじゃなくって、私に直接依頼して、通訳をつけて話してみたいな、そういうことが必要だと思います。1年ごとに、担当が変わってしまうので、何度も何度も、同じことを言われたりして困っています。ろうあ者は何という勉強が本当に必要だと思います。

C委員 ちょっと付け加えます。教育現場で、当事者を学校に呼んで手話を教えることがあるんですけども、その後の説明のときにでも、先生は、私が聞こえないのを知っているのに電話をかけてこられる。電話がでれないので、誰かを介して、その連絡事項を受け取るようになってしまう。じゃなくって、先生と私と一対一で向き合って連絡をとってほしい、それを何度言っても、また先生たちは担当者が変わられる、また同じように電話はかかってくる、聞こえない私に電話がかかってくる。それを、誰かを介して連絡をとり合わないといけなくって、私とも向き合ってほしいという、そういう聞こえない人には、どういふふうに向き合うかっていうことをちゃんと理解してほしいって。

会長 教育の問題は整理しないとと思いますね。市の責務としてね。

市民が、手話を学ぶ、それは結構だと思うんですけども、これをその家族の問題で、家族が一緒になって、こう手話のことを学ぶ機会に、教育的な広がりがあるほうがいいんじゃないかという、ただ、教育となると先ほどね。ご指摘がありましたけども、小学校行きますと、高等学校、大学、社会教育ということですね。教育も一生涯教育の場ですわね。そうすると、どの場で集中的にやるんだというようなね。そうすると教育は、市だけでやってるわけではなくって、今は私立学校もたくさんありますので、そういう事業者として扱うのか、そういう市の責務として扱うのか、様々な問題が出てくるので、このあたりは少し整理する必要があるのかなと思います。

それとA委員がご指摘された聴覚障害者、その聴覚障害児を含めるべきやという。そういうご意見もありますけども、これもまた意見が分かれるのかなという感じはするんですけど。そこどうなんでしょうね。G委員どうですかね。

G委員 私もこの教育というところは、入れるべき項目ではあると思うんですけども、ここに書いていただいているように、手話が必要な生徒児童に対してとありますけれども、恥ずかしいところなんですけれども、うちの会員でね。全く聞こえないお子さんとかよく来て、聴力残ってて、補聴器をつけて、教育委員会のほうからFM補聴器というのを貸していただいて、授業とか受けているので、実際手話ができる子どもというのはいないですよ。実態として、聴覚障害がある子どもがさらに、イコール手話を獲得してるという、イコールではないというところをどこかの中に入れていただけたらいいかなと思います。

例えば挨拶からとか、先ほどB委員に教えていただいた手話の入り口からでもいいから、全生徒が使えるような感じで広く、浅くというか、そういう感じで取り入れていただいたほうがいいのかとは思いますが。

会長 聴覚障害者と聴覚障害児というのを合わせて、表現するのは、何かちょっと私は違和感があるんですけどね。どうなんですかね。ご意見。

B委員 10年ぐらい前までは聾啞者って言っていたんです。

聞こえない、話せない。それが数年前から変わってきて、それが今は変わってきて聞こえない、聞こえない人は手話でもってコミュニケーション。その考え方がろう者、私はろう者という言い方でやってます。さっきの子どもの教育は大事ですけども、僕は昔若いとき、聞こえない仲間がいたんですね。その仲間がいるということが新しい手話とか、ほかの情報とかも聞きながら伝え合うということ、そう考えると聞こえない障害者を持った子が、そうした子どもたちばかりの中で情報が限られているのかなと、ですから小学校、中学校、派遣して手話で通訳をしても。それは疑問に思っています。

それとA委員が試案の足りない部分を言われていたんですけども。市から出た試案の足りない部分、それを踏まえて作るのか、事務局の案として、僕たちと市からの意見を出して作っていくのか、あと残り2回しかありませんから、これで決まっていくのかなという不安があります。

A委員が4つ出されたんですけども、僕としたら人が生きていくのに一番大事なことだと思うんですよ。医療面での通訳のことが全く載ってません。それから通訳やってる方申し訳ないですけども、上手な通話者がほしい、ごめんね。非常に難しいんですよ。勉強する場所が足りないとか、また勉強をする場所がない、実際に若い人が少ない、高齢者が多いとかね。ボランティアだけでは務まらないですね。手話を勉強して手話通訳者を、それを獲得して、それを就職に生かせたら、そういう社会を作っていただきたい、大きな話になりますけれども、それでなければ、結局、手話通訳はボランティア活動で終わってしまうと、その結果僕たちが望んでいる、きちんとした通訳をやってほしい、そこが狙いです。レベルが高くなると思うんです。本当にしんどいです。ここに

いらっしゃる方、本当に頑張っていたいてるんですけども、悪口になったら失礼なんですけども、ほかの人たちもきちっと通訳ができる、特に僕が思うのは医療。医療のことは難しいですね。先生がおられる。それをそのまま表現されても、意味を理解できない、お医者さんがいて、看護師さんがいて、通訳さんがいてと言われると、単なるうなずきだとか、分からなくってもうんうんとうなずいてしまうんです。お医者さんが分かっているだろうという感じでとられてしまうんです。

ですから、手話通訳者は、聾啞者の反応を見破るぐらいの力がほしいです。そういう手話を学べる体制になってないんです。通訳を受けていて、それはちよつと違うなと言いたいですけれども、でも来ていただいてありがたいから言えないんです。結局は医療通訳の方、手話通訳を医療制度の体制を市の責任でと考えております。

前にもし経験がありましたら教えてください。大東とか堺で教えてもらえることがありましたら、教えていただきたいです。

会長

私は大東になるんですけども、大東の場合は、初めての条例ということでしたので。今日、A委員が、その4条の財政措置というのがあるんですけども、このお金に関してはね。生々しいといたら分かりませんが、むしろ条例を作って、その条例をいかに実現していくかという。ソフトの面で、施策をどう進めていくのかという、これを実現するために、そのあたりの会議を制定しようという、推進会議をですね。そういうものを經由して、それから今出てきた医療の問題とか、様々な問題がありました。通訳さんのレベルの問題とか。そういうことをどういう形でやられてたとかですね。そういう、それ以上はお金が足らんこともあるんですけどね。施策をどう進めていくのか、これらの要望を実現させるのか。だから、そのときもかなり、いわゆる手話は言語であるということで、次をどうするのか、そのときに、障害者差別解消法もありましたしね。さまざまな対策を、あるいは羅列していた、人権にそれだけ重きを置いてたときだったと思うんですけども、そういう流れの中で、手話言語条例作ったということでしたので、かなりそのあたりが具体的な進め方というよりも言うてきましたですね。

ですから、特に市役所の職員さんもね。手話を学習していくという、そういう機会を設けたりとか、学校現場での手話講義の増員であるとか。

それと社会教育、教育委員会とかも、事業者さんとかね。そういう方への手話の浸透というか、そういうことも推進会議の中で、実行していったらいいという、そういう経験はあります。

副会長

堺市の場合も、たぶん枚方とかなり似てる部分があると思うんですけども、聴覚障害者団体の方と公式、非公式で、さまざまな協議をずっと長い間や

っておりましたので、こういった協議会で検討はしたんですけども、その背景としては、そういった公式、非公式の取り組みがあつて、具体的な案の精査とか、そういったことまで、ある程度もまれた状態のものを、協議会でやっていたというものがありません。

プラス当時の職員の方ですごく熱心な方、大変熱心な女性の方がいまして、2年近くかな、手話講習会にもずっと参加されて、かなり手話も習得されてということで、それは手話をするだけでなく、その手話を学びながらろう者の世界も勉強されたりというところで、条例策定、かなり事務局の方が熱心に取り組みんでいました。

あと協議会など知的障害の会とか、親の会とか、身体の会とか、いろんな方がいらっちゃって、私たちだってコミュニケーション待ってるというような声もあったので、最終的にはコミュニケーション条例という形にはなつたんですけど、もともとの出発点は違う、聴覚障害を持った人、ろう者のほうにもとい形がありました。今おっしゃった。大東市も結構いろんな議論の経緯があつたんだろうなと推測していまして、財政の措置のところも非常によいなと思うプラス、その推進協議会というのを作って、また継続検討していきますという内容になってるので、いろんな考え方の調整があつたんだろうなというふうに推測します。

文書って作るのって、意外とそういったいろんな背景事情が、皆さんの背負ってる考えとかがあるので、条例を作るの、結構難しいですけど、先ほどB委員がおっしゃった医療の問題って、すごく私も大事だと思うんですけども、医療を、いわゆる各論ですね。各論という形で入れるかどうかというところが、大事だと思うプラス、それが、自分が今取り組んでるテーマだったら、例えばどう思うとかですね。それから福祉とか、交通問題とか、さまざまな、自分にとって今大事と思っている問題、これも入れたい、あれも入れたいという、人それぞれの意見だと思うので、全体に調整していくのは、非常に時間と力がかかるだろうなと考えています。

障害者差別解消法ができる前に、私も日弁連で障害者差別禁止法を作ろうということで、ずっと活動してたんですけども、ただ、各論にやりたい、労働、医療、みんな入れたい、全部差別だと入れたいんですけども、最終的に差別解消という形で国及び地方公共団体というのと、事業者の責務という形で、かなりざっくりした内容になりました、団体としてはみんな不満もある中も、やっぱり形があるかどうかで大事なので、まずはそこから始めましょうという形で、法律は制定されたわけですけども、その今回、医療の問題もまさにそういったことと関わるなと思って聞いてました。

医療だと病院崩壊とか、医師会だとか、さまざまな団体との意見交換も必要になってきて、そして個人の医院の方と、大学病院の方と全然違ったりとかするので、どこでどう調整をしていくかというのは非常に難しいところもあつた

りして、大事だと思う部分と、やろうとするとすごく難しそうな、時間とかがかかりそうだなと感じました。

会長 では5分程度休憩をとらせていただきます。

(休憩)

会長 それでは再開したいと思います。何か意見あれば。
D委員どうぞ。

D委員 条例の文章ですが、今も話し合ってますが、時間がどうしてもかかると思うので、あと2回で終わることはできないと思うんです。もっと協議を進めて、深めないといけないと思います。大東市の場合には、もっと時間を使ったそうです。話の場に市民、ろう者、通訳者、必要とあれば、そういう方たちも集まってもらってという場所もあったそうです。明石市も手話言語条例が制定された後、そのまま進めて話し合いが行われたそうです。協議会というのをずっと続けておれるそうです。私も同じようにしてほしいと思います。条文に載せてほしいです。

会長 B委員どうぞ。

B委員 先ほど医療の問題と、通訳者のレベルアップ。大事なのを忘れてたのですが、災害のときの通訳派遣、その3つをやっぱり入れてほしいと思います。

C委員 財産を守るというので、例えば親が亡くなって、兄弟で財産供与とかするときの話のときには、通訳派遣ができなくて、結局分からないまんまという部分がたくさんあったりするんですね。そういうところの通訳は認められないという部分があるんですけども、また、ほかにもそういうろうあ者が、知識をつけられない、学べないというところがありますよね。全部音声なので、手話で学ぶこともできない、知識をつけることができない、でも、つけようとしても手話通訳がつかない、手話通訳派遣をしてもらえない、その派遣制度の範囲というのがあるんですけども、それはもう財政の問題だと思うんですけども、そこがネックになって、反対にその医療で通訳者側がすごく通訳しにくい、ろうあ者に通じにくい、ろうあ者は反対に何を言ってるか分からない、通訳者が下手というふうになるんですけども。

 例えば、私がいつも苦勞する一つとしては、筋肉というのが体の外から見えないじゃないですか。でも、腰痛が痛いのは筋肉が弱ってるからと先生がおっしゃっても、それを通訳するのはすごく大変なんですね。筋肉という単語があ

ったとしても、筋肉のつき方とかがあると思うんです。でも、筋肉が見えないから、筋肉がどのようについてるかって、ろうあ者知らないんですね。筋肉がどんだけ大事なのか、どんだけ筋肉が疲労するって、筋肉が疲労するというのは全然意味が分からない。そういう知識がないんで、そこをどういうふうに通訳するのかとって、ただ、そういう講習会であったり、手話を普及しようという広く浅くというのですか、皆さんに手話を知ってもらう程度だったら、ろうあ者にちゃんと情報提供できない、通訳できないんですよ。

B委員がおっしゃったように、そこだけしか通訳者が学ぶ場所がないので、通訳下手くそ、通じひん、命の問題やということになって、通訳者はすごく努力をしてお金もかけて勉強もするんですけども、通訳者の技術であったり、プラスろうあ者の知識をつけてもらう、その現場というものが、ほしいなって常々思います。

A委員 条例を制定した後、具体的に何をするのか市が決めるのですか。改めて関係者が集まって、そういう討論をする場が必要だと思います。会議をやることについて、条文にいれてはどうでしょうか。

C委員 私、年表みたいなものを作ってお配りさせてもらったんですけども、枚方市は50年前から聞こえない方、若いときに作られて、一人でろうあ者の通訳者を派遣したりとか、ずっとしてすごく活発な市なんです。ろうあ者が強いです。ろうあ者が主体的に活発に動いているような気がしまして、手話を教えるのもろうあ者が教えて、聞こえる人は手話を教えるのではなくって、ろうあ者が手話を教えてる市なんです。色んなことがろうあ者の力でできてきているんです。また、通訳者協会も頑張って、ほかの県や市にはないような団体になってるんですね。

ですので、条例の前文であって、枚方市独自の味のある。枚方市の味のある条例になったらいいなと思います。

会長 ほか、何か。どうぞ。

D委員 先ほどB委員が話されたように、医療や緊急のときに、病院や消防署に突然通訳を頼むことができないんですね。時間制限があるので、例えば市役所は9時から5時半の間と決まっています。それ以降は派遣ができない状態です。朝から5時半以外の時間、突然夜におなかが痛くなったりしたときに、でも役所は閉まっている。消防署に緊急通報という連絡をしても、高齢者ではスマホができないという方もいらっしゃるんで、ファクスになるんですけども、すぐに返事はきません。なかなか通じないということが多いです。なのでタブレット、スマホやタブレット手話通訳をするという方法があるんですが、それで通

訳者を呼んで病院に行ってもらえるみたいな方法があるんです。そういう制度をきちんと早くつけてほしいです。

それと福祉の手引きに日常生活用具があつて、通信、屋内信号装置や、ファクスとかというのが、日常生活用具としてあるんですけども、その中に、今ファクスを使つてるところというのは減ってきているので、タブレットを聴覚障害者に配付してほしいです。それを日常生活用具としてファクスに切り替えてタブレットを日常生活用具としてほしいということを、ろう者からたくさん言われてるので、ぜひよろしくをお願いします。

会長 事務局、どうぞ。

事務局 さきほど施策の進めるところで、ご指摘があつたと思うんですけども、社会福祉審議会の障害専門部会というものがあつて、障害者全般につきまして、ここで審議をしております。

C委員 その障害専門部会というのは当事者プラス通訳者を含めて審議はできるのでしょうか。

事務局 当事者の方は入っていただいておりますが、通訳者の方は入っていません。

C委員 通訳者というのは、間を持つ立場であつて、でなくって、話の中に通訳者、私みたいに今通訳者として意見が言える立場の通訳者っておっしゃつたので、通訳者は何も意見言わないので、聞こえてることを手話にして、手話でやっていることを主に言つただけなので、通訳者として審議に参加することがないと思うんですね。そういうところで、当事者プラス関係通訳者というのが参加できるのかということを確認したいです。

事務局 通訳者さんが委員として、専門部会に出席するということではありません。

B委員 ろうあ者も委員として参加する、ろうあ者もちゃんと中身が分かつてるかどうか問題です。平成29年に載っています。読みますからね。

当市では障害のあるなしに関わらず、基本的人権を尊重され、社会の中で、その人が社会生活ができることを目指しています。障害者施策に関わる業務として、障害のある人が障害がない人と同じように地域の中で充実して生活できるようにします。障害のある人は、社会の一員としてあらゆる社会生活に参加し、日々の活動ができるようにすると書いてあります。だから、社会生活に参加し、先ほどD委員が言われたように、地域ではあるけども、そこは閉まって

いるんです。役所が閉まっている。そういう状態でこんなことができるのかというわけです。

会長 はい、どうぞ。

副会長 さきほど、例えば大東市であるような協議会の継続的に、大東の条例を使っていくための協議会からも設けてほしいということをおっしゃったと、私は理解しました。それに対して事務局からは、そういった協議会は今のところ予定はしていない、なぜならば社会福祉審議会の障害専門部会が、それに近いような部会としてあるので、新たな縦割りのなグループを作ることが、まず大変難しいというような趣旨かと理解をしました。

 どちらの意見も、事務局側のご都合もあるとは理解してはるんですけど、いくつかの条例を拝見していくと、大東市は、そういった協議会なり、ほかの市では確かに協議会はあるんですけども、意見の聴取の場に関しては、どこの市の条例でも、その受けておられまして、今回事務局試案には、意見聴取的な文言はないので、どの市よりもある意味、当事者の意見を聞くとか、施策をどう使っていくということに関しては、どの市よりも後退しているように思います。その新たな協議会の場を設定の予定をしていないとおっしゃると。じゃあこの条例を作ってどうろう者の生活を豊かにしていくとか、手話を活用してくとか、これどう実現していくかということは見えてこないんです。せっかく作るならば、使える状態を作らないといけないし、せっかく作るならば他市にも自慢できるような条例にしたいというようなところが、多分、皆さんあろうかと思えますし、主体的になったときは、当事者であるろう者のことをまずはベースに考えるべきだと思います。そのろう者の生活にとって手話はいかに使いやすいかというところはベースなので、そこに関して協議会を作りません、意見を聞く必要ありませんと言われると、少しどうかなというところがあって、もう少し事務局さんのほうでご検討いただく必要があるのかなという感じはしました。

会長 私も回答と違う意見でして、いくら良い条例作っても、それが実現せんかったら意味ないと思うんです。何のためのこの条例かということで、手話言語条例ということですので、何で手話が言語なのか、例えば審議会の部会のほうでも、そこまで細かな話、たぶんないと思うんですね。だから日常的生活をどうしていくかというような。そういう話になれば、少し審議会と違った話し合いになるのかなと、そこはやはり当事者の方が主人公と言ったらおかしいですけども、中心になってかなと思うんですけども、それが条例の趣旨かなというような感じはしますので、そのあたりは全部入れるのは難しいかも分かんけども、何か一歩進んだ、やっぱり枚方やなというようなものを、意見を伺っ

た以上作っていききたいなど、私も思っておりますので、何卒よろしくお願いいたしたいと思います。

ほかございませんでしょうかね。

はい、どうぞ。

H委員

この策定の内容ではなく、一般市民の方がどういう感じかというところをお話していきたいと思います。

私は20年前から、手話サークルに入って、少し手話は下手ですけど、手話をしています。先日、島田さんにサークルのほうに来ていただいて、お話をしていた中で、私としてはすごく目からうろこというようなことを経験というか、知りました。ろうあの方で、一度も音を聞いたことがない人が文字を見ても話の内容を理解出来るように勉強されています。皆さん（健常者）が、英語は少し勉強してますけども、ロシア語、フランス語、字を見て理解できますかとおっしゃったんです。そういうことは考えの中にも入っていませんでした。私が民生委員として、いろんな経験の中で足の悪い人、腰の悪い人、目の見えない方というところでは、アイマスクをして歩く経験をしたり、足の重いものをつけて歩くこと、それから車椅子乗るとか、乗せるという経験しましたけれども、ろうの方の、この耳の聞こえない経験はまだしていません。だから一般市民の方が聞こえないということはどういうことになるのかということをつぶん皆さん知っておられないじゃないかなと思います。私もろうあのお友達もいるけども、そういうことかと、フランス語、ドイツ語見て、理解できますかと言われたところに一番ショックを受けました。だから、この携わってきてもこんなだから、一般市民の方々に、ろうあの方の理解を伝えていくために私も努力したいし、条例ができた後、その難しいことじゃなくって、どういうことなのかということ是一般市民の人に分かるようなお話とか、いろんな行動が出てきたり、皆さんもそういうことを勉強していただきたいなと思いました。

条例とは関係なく申し訳ないです。

会長

ほかございませんでしょうか。

そうしましたら、時間もきてますので、ご意見色々いただいたんですけども、事務局としてはどうでしょうか。

事務局

本日いただきましたご意見を元に、再度、試案のほう検討しまして、庁内会議も深め、小寺会長とも調整を行った上で、次回、第3回の審議会に素案としてお示しして、再度、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

会長

ただいま、事務局からご説明がありましたが、本日いただきました意見など

を元に、「素案」をまとめて、10月をめどに、第3回審議会を開催して、皆様からのご意見をいただきたいということです。よろしくお願いいたします。

事務局ほかございますでしょうか、

事務局 では第3回の審議会の日程につきましては、委員の皆様に変更まして、ご連絡させていただきますので、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

B委員 一つお願いがございます、1週間ぐらい前に送っていただきたいです。

事務局 鋭意努力いたします。申し訳ございません。努力いたしますけども、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、本日の会議はこれで終了したいと思います。
本日は、ありがとうございました。